

平成 20 年 度 第 7 回

八王子市スポーツ振興審議会
新体育館基本方針・基本計画に関する小委員会
会議録

日 時 平成 20 年 11 月 21 日 (金) 午後 7 時 30 分
場 所 八王子市役所議会棟 第 5 委員会室

第7回スポーツ振興審議会

新体育館基本方針・基本計画に関する小委員会日程

- 1 日 時 平成20年11月21日(金)午後7時00分
- 2 場 所 八王子市役所議会棟 第5委員会室
- 3 議 題
1. 基本方針・基本計画策定をまとめるにあたって残されている課題
 2. その他

八王子市スポーツ振興審議会委員

市内スポーツ関係	長 田 正 美
	澤 本 則 男
	西 澤 敬 司
	丸 山 正
学 識 経 験	和 田 喜久夫
	浪 越 一 喜
公 募	川 井 昂
	鴨 川 康 史

【午後7時00分開会】

澤本委員長 皆さんこんばんは。定刻になりましたので、ただいまから、第7回「新体育館整備基本方針・基本計画策定に関する小委員会」を開会いたします。

ただいまの出席委員数は5名です。野口委員から欠席の連絡がありました。また、和田委員、丸山委員、川井委員からは遅参の連絡が入っております。出席委員が過半数に達しておりますので、本委員会は有効に成立しております。

本日は、「基本方針・基本計画策定をまとめるにあたって残されている課題」について御議論いただきます。議題が一つだけなので、進行表は配付しておりません。

資料に基づき、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、早速ですけれども御説明の方をさせていただきます。ちょっと図面を小さくしてしましまして申しわけないのですが、この図面のうち、今回、この西側のスポーツ広場をどのようにしていこうかということで、皆様方の御議論をいただきたいということになっております。

この図面は、最終的にまとめていただいた素案のものをここに落とし込んだ形、ちょうど半分西側がスポーツ広場ということになっております。どうしてこのような御議論をお願いしているかと申し上げますと、これだけの規模の体育館をつくるとなれば、当然、大きなイベント・公演、大きな大会をやったときに、駐車場が不足するであろうと想定されます。そこでこのスポーツ広場を臨時の駐車場に使えないかということなんですけれども、現状、既にここは供用開始して5年たっておりますので、さまざまな問題が内包されておりますので、御議論いただきたいということです。

残されている課題（その1）という紙をごらんいただきたいと思います。まず、その一番上のところに書いてございますが、スポーツ広場の有効活用ということで、今申し上げましたとおり、全国レベルの大会とか、プロスポーツの誘致、あるいはコンサート等のイベントをやるというときにはどうしても駐車場が不足するであろう。そこで隣接するスポーツ広場を駐車場に使用する必要があると考えております。

現状がどうなっているかというところから御説明いたします。現状ですが、今、スポーツ広場は土のまま、短い草が生えているような状況でございます。使用につきましては、制限なし、一般開放という形で、そこに行って使っていただくと、そういう形態をとっております。使用料は無料でございます。

それから、使用時間ですが、4月から10月が9時から17時、そして11月から3月が9時から16時45分ということになっております。休場日は毎週火曜日と年末年始です。12月29日から1月3日の間が休場日。火曜日が祝日の場合は、火曜日でも開いています。

それから、6番目、利用実態のところ、平日の利用率ははっきり言って低いです。主に周辺にお住まいの高齢者の方を中心にグラウンドゴルフなどに利用されております。それから、土曜日、日曜日、休日でございますが、少年サッカーや少年野球、あとグラウンドゴルフとか、家族連れがレクリエーションに使うというようなことになっております。

そこに書いておきましたけれども、今は体育館が建つ部分、その図面でいうと、東側半分ですが、そのところを体育協会の方に有効活用していただくということで、少年サッカーの方が、少年サッカー場として使っております。それは毎年更新ということで、行政財産の目的外使用ということで毎年会長の方から申請を出していただきまして、その中で体育協会の方に使用許可いたしまして、それで運用していただいているということでございます。

それが今の現状でございまして、その現状に対して、先ほどこちらの方が課題として掲げましたイベント、あるいは大会、そういったときに、ここが駐車場と使えるかどうか、その部分でございまして。

まず、第1点目といたしまして、専用の駐車場としたとしたら、どういうことが起こるかということなんですが、大きな駐車場が必要になるのは、はっきり申し上げて、大会とかイベントのときだけと想定されます。ちなみに、その図面に書いてある駐車場、ちょっと見づらくて申しわけないんですが、一番下が30台、それから上の方が、三つに区切ってある一番北の部分ですが、そこが左から40、30、20ということで合計120台確保されております。現市民体育館がおおよそ150台ということです。前の広いところと裏の部分を合わせて150台ぐらいということですので、今の体育館よりちょっと小さいですが、そこは余った土地の利用等でどうにかカバーできるか。平日の利用については、どうにか運動広場の方も多少使うとか何とかしながら対応できるかなと考えておりますが、あれだけの体育館で大きな大会を打った場合には、間違いなく不足する。ということでございます。

ただし、土地が非常に広い、スポーツ広場の方もちょうど同じぐらいの面積、1万2,500平方メートルという巨大な面積を持っておりますので、平日にここが空いていれば、市民から何とかうまく使えないのと、そういうふうに言われるのは間違いないと考えております。

それから、2番目なんですけれども、スポーツ広場を体育館の専用駐車場にすることは非常に難しいことになっております。これは土地を取得した段階、契約の関係なんですけれども、当時大蔵省から取得した契約条項の中で、ここを体育館の専用の駐車場にすることは難しい状況にあります。

それから3番目です。スポーツ広場は、先ほど申し上げましたが、供用を開始してから5年以上が経過しております。もう既に地域に根づいておりますので、そこを使っていらっしゃる方がいらっしゃるということで、スポーツ広場としての機能をまるっきりなくしてしまうということは、それなりに障害があるだろうと考えております。

一番下の方ですけれども、これらの点を考慮いたしますと、通常時は現在のスポーツ広場と同じように使用できる。ただ、大会イベントのときだけは臨時駐車場として活用できる。そういう形を考えていきたい。

一番下、参考までに横浜市の例を載せましたけれども、ここはスポーツ財団に管理させている公園ですが、ここにつきましては、通常の駐車場と臨時駐車場と両方持っております。臨時駐車場の方は人工芝を張って、通常はフットサルコートとして貸し出しております。また、マリノスの練習場としても、マリノスの方にも貸し出しているという形でございます。人工芝

なので車を入れても大丈夫、サッカーにも使えるという形で有効活用しているという例でございます。

次の紙なんですけれども、そういった内容の中で、その目標、スポーツ広場の機能を残しながら臨時の駐車場として使っていくためには、どういう条件整備をしなければならないのかというのが2枚目でございます。

まず、先ほどから申し上げているとおり、駐車場をスポーツ広場にも使えるという形では、難しい状況です。スポーツ広場が体育館の駐車場にもなる。これが大原則になります。そういった場合に、スポーツ広場の方が前提になりますので、まず地面をアスファルトで固めるということではできません。それから、グラウンドとしての機能を持たせるためには、やはり雨などでぬかるんだときに車が入ったらぐしゃぐしゃになってしまいますので、そういった傷みをどうやって抑えるかということであれば、これはお金の問題は別問題で起こりますが、人工芝にするというのが一番機能的にはよろしいのではないかということも言えるかと思えます。

それから、2番目といたしまして、スポーツ広場の使用について、ルールをつくっていかなければいけないのではないかとございまして。

先ほど利用実態のところでも申し上げましたが、少年野球とか少年サッカーとか、あるいはグラウンドゴルフという形で使われておるわけですが、現在のスポーツ広場は、特定団体が使う、それから、危険な用具を使う、これは禁止しております。看板にはっきり禁止と書いてございまして、無人施設なので、なかなかそれが徹底できないという状況にありまして、実態として少年野球が使ってしまっています。

それから、2番目、(2)のところですが、新体育館の建設予定地、東半分の方につきましては、先ほど申し上げましたとおりサッカー協会の方で使っておるわけですが、ただし、ここで体育館ができたとなれば、今度は少年サッカーの方が行き場を失います。戸吹の方にサッカー場はできるわけなんですけれども、戸吹に比べれば、こちらの方が便がよろしいということもございまして、行き場を失った少年サッカーが今の広場を使うということは十分考えられます。

規則的にスポーツ広場の使い方ということで考えていけば、当然、少年サッカーも少年野球も全部お断りしなきゃならないわけなんですけれども、そこにもう一つ、(4)番のところにも書いておきましたが、狭間のスポーツ広場、実は少年サッカー、少年野球を除けば、さほど利用率は高くございませぬ。となると、両方断れば、空いているのにどうして使わせないのかと、こういう話が必ずやっまいります。

それから、そういった中で(5)のところですが、少年サッカーと少年野球で使用するフィールドが今、半分に分かれていますので、トラブルは発生していないんですが、少年サッカーが行き場を失う中で、今のスポーツ広場を使うということになれば、同じフィールドでサッカーと野球はできませんので、ここでトラブルが発生するであろう。さらに言えば、こちらが目標としている土曜、日曜、大会イベント時に、それは丸っきり使えませぬよという話になれば、なおさら問題が起こるということでございます。

ですので、じゃあそれをどう解決していくかということの中で書いたのか、その矢印のどこ

るで、むしろ少年サッカー・少年野球等の使用を認めてしまう。ただ、認める中でちゃんとルールをつくって、みんなが納得する形での使用可能日を調整してみたらどうかという案が、こちらに「別紙」と打ってあるこれでございます。

いろいろなパターンが出てくるものですから、こんなふうに分けさせていただいたんですが、まず、一番左上の星印ですが、先ほど人工芝の方がよいとは書きましたが、人工芝と決まっているわけではないので、今の土のグラウンドのままだったらどうか、それから人工芝の場合はどうかというふうに分けてお示ししてございます。

土のグラウンドのままであれば整備コストは、ほとんどかかりません。ただし、駐車場に利用するという事でグラウンドが荒れる、あるいは砂ぼこりということで、近隣から苦情が来る可能性があるということでございます。

使い方ですけれども、この使い方のところが先ほど御説明いたしましたルールをどうするかという部分なんですけど、1番目として、臨時の駐車場として必要なのは土曜日、日曜、休日になりますので、平日は今までどおり開放し、土曜と日曜日を体育館の臨時駐車場にする。これは体育館の方から見た、一番都合のいい形なんです。

それから、2番目が、使用者のことを考慮し、平日は現状どおり、土曜日を地域住民、団体に開放することにして、日曜日は臨時駐車場。イベントの比率からすれば、日曜日の方がイベント、それから大会ともに日曜の方が比率が高いであろうということで、こういう案にさせていただいています。

それぞれの問題点でございますが、真ん中の列になりますが、土曜、日曜を臨時の駐車場とする場合、土日、休日及び体育館の用地を使用している地域住民の活動の場所がなくなってしまふ。

それから、平日の開放についてルール化が必要になってくるであろうということがもう一つの問題点として挙げられます。

それから2番目の、平日は今までのまま、それから土曜日を地域に開放して、日曜日は臨時駐車場にする。この場合ですと、問題点としては、土曜日に大きな大会、イベントができなくなる。それから、2番目に、現在、体育館用地及び広場を使用している地域住民、団体の活動の場が若干狭まるということです。それから、3番目に、土曜日の地域住民、団体への開放、それについてのルール化、それとあと、毎週必ずイベントが入るわけじゃありませんので、日曜日にイベントが入らなかったとき、そのとき、どういうふうに使っていくかとか、ここについてもルール化が必要になってくるだろうということです。

ルールを考えるに当たっての基準といたしまして、一番右の方に書いてありますが、まず、有料にするのか無料にするのか。基本的に土のグラウンドの場合はコストはかかりませんので、これは無料のまんまでいいのかなと。それから公平性の問題が出てきます。これは一番上の1の例の場合は特に問題はないんですが、そもそも余り利用されとも思えないので、2番目のところの土曜日の地域住民、団体への開放、ここのルールをはっきりさせないと大変なことになるということです。

人工芝の場合もほぼ同じなんですけれども、人工芝の場合は、特に有料、無料の問題が出てまいります。立地がいいところに、いい人工芝のグラウンドができた。そこをどういうふうに使わせるのか。無料のままでもいいんですかという話。それから、そういういいものが出現すれば、当然、「私も使いたい」という声も多くなります。その公平性をどう確保していくか。その問題が出てくるということでございます。

以上が今回、こちらの方で用意した資料の説明でございます。よろしく申し上げます。

澤本委員長 事務局の説明は終わりました。委員の各位のお考え、御意見をお願いいたします。

今の説明で大体把握できましたでしょうか、現状というのは。

東側に今、説明されたように、体育館ができる用地の図面がありますよね。ここのところは体育協会が今1年ごとに管理を委託されております。この理由というのは、ここ長い間、お金がなくて体育館ができなかったので、いつも空き地になっていたんですよね。ここに草がたくさん生えて、近隣から苦情が来るので、この草を何とか刈る方法はないかということが原点なのです。予算もないので、体育協会に管理をお願いしたいという形をとったのですね。私たちがサッカー協会傘下のサッカー協会にこれをまた管理依頼しまして、ここを条件として、無料で使わせるけど、草はむしってくださいという最低限の約束で使っていた。当然、そのときの約束は、こういう目的なものできたときにはどきますよという約束のはずなんです。

今、説明を聞いていますと、サッカーが随分重要視されているように私は思うんですが、少年のスポーツというのを、今、スポーツ振興ということで随分力を入れていますが、じゃあ逆に返しますと、この体育館は大人だけ使うのかと。これは子供も使うわけですから、その論理は通じないなと私は思っているんです。これは大人も子供も使う体育館ですからね。それはちょっと違うんじゃないかと私は個人的には思っています。

それから、地域の人の活動と言いますと、皆さん行ったことあると思いますけれど、ほとんど動いていません。これは論理上、「地域の人」ということになっておりまして、現状でどうなのか。では数字を出してくださいと言ったときに、多分かなり低い利用率です。なぜかと言うと、私たちはここのトイレのそばに自販機を置いています。自販機の売上から言っても、全然売れないのです。電気代も出ないくらい売れないということは、人がいないという証拠なんですね。

それは役所は、公平とかという何か難しい、私からすると、すごく「公平」って易しいようですけど、物すごい難しい公平があるわけで、そういう人たちも公平に使わせたいというのだったら、私からすると、多くの人たちが使えないのは、それは公平じゃないのかと。人数が多い団体でも、小さい団体でも公平に使わせる。これは理想論なんですけど、小さい方を優先にすれば、大きい方は不公平になります。

今言っている論理のとおり、大きい方を使わせれば小さい方が不公平だったけど、でも客観的に見て、どちらが市民のためになるかという観点で見ていくのが正しいのではないかと私は思っていますし、今後、これからも体育館の使用についてもそういう論理のもとに、何が公平なのかというところから、次の論点にも入る一番のきっかけになると私は個人的に思っています。

すけど、皆さんの意見はいかがですか。

委員　まず、体育館をつくるための用地としてあって、それをできるまでの間、有効活用するという意味で、サッカーなり何なりに使用を、その間認めているというところに立てば、まず体育館をどうするかということからスタートしなければいけないですし、ただ、行政としては、「では立てるから、はい、どきなさい」と言うのも、ちょっと人道的にもいかがなものかということで多分考えているんだろうなというふうに思いますが。

まず、駐車場の件の方です。人工芝なり何なりという、スポーツ広場の運用について話していく中で、野球やサッカーをどう取り上げるか。野球の話も出ていましたけど、基本的に狭間については野球は使わせないという何かお話もあったのに使っているという現状、さらに今後ともということで、野球についてどういうふうに配慮していくかというお話があって、使わせない、使っては困る。そういう環境の中で、でも、使われている。だから、野球もどうするのかというのは、ちょっと何か筋が通っているようで通らない気がしてしょうがないですね。

例えば、場所の問題として、僕、距離はどれくらいあるかわかりませんが、交通公園みたいなのがあって、その横に野球場がありますね。そういうものがやっぱり、あれだけ整備されていますから、ほかのところが使っていて、例えば、今使っているものとうまく調整をして、その場を使えないかというようなこと。

それから、高尾駅から降りて少し歩くと、消防署のこっち側に駐車場みたいな、空き地みたいなのがたくさんあるんですけども、あれとここのと兼ね合いはどうなっているのかということも、どこが管理とか、だれのものとかというのは全くわからないで発言しているんですけども、そういうもうちょっと大きくあの地域を、東浅川を見て、本当にここだけに、駐車場、駐車場とこだわる必要は本当にあるのかですね。

イベントをバーンと打ったときに、例えば、ちょっと階段を上がって上に来なければいけないんですけども、そっちを臨時駐車場にして、例えば、スポーツ広場をもっと広場として生かすという、そういう考え方ももしかしたらできるのかなと。もちろん、だから、消防署のこちら側の駐車場がどうなのかという、それはわかりませんが、何かもうちょっとこの地域全体でちょっとプランニングをしたらどうなのかなと思うんですが。

澤本委員長　今の委員の考え方は、ここを何も駐車場にしなくても、違う場所があったら、それを利用したらどうかと、そういうことなんですか。

委員　基本的に、例えばそういうことが、もちろん大きなコンサートとか全国大会が来たときには、もちろん駐車場にならざるを得ないと思うんですけども、その他の土日のそういう部分について、スポーツ広場をメインに開放しているんだというところであれば、別の駐車場を、たまたまあそこに土地があって、何かいつも閉まっているけど、駐車場の線が書いてあるような場所があるので、そういうところかわりにできないのか。

逆に言うと、「車での御来場を御遠慮ください」ぐらいの、実は勢いがあっても、逆にいいのかなという気もしているんですけども。

澤本委員長　私は反対の考え方で、だからこそ車で使える体育館、車で来れる体育館で、便宜

性があるということで、この体育館を活発にさせるには便利な方がいいわけで、野球をする人は、今言った論理でいくと、そちらの方へ行っていただいて、体育館利用者がすぐ近くのところで駐車する方がこれは一般的じゃないかと思えますけれどね。

貸さないとか、そういう意味じゃなくてね。この体育館を私たちは審議しているわけで、この体育館をまずどうやってつくるか。それからどうやって運用するかということの中でいくと、ここの体育館が活発に運用されるには、便宜性がいい方がいいに決まっていますよね。ですから、その論理でいくと、そこをわざわざ野球に貸して、体育館利用者がよそへ行くというのはちょっといかなものかなというふうに私は思えますけれどね。否定しているわけではないんですけれどね。

ただ、高尾のところは、私は浅学でわからないんですが、確かあそこ都の土地じゃなかったですか。そうですね。広いところは都の所有のところなんですよ。

今の論理でいくと、これから戸吹にもスポーツ公園ができますよね。野球も余り知らないようなんですけれどね、浅川のところに野球場もあるんですよ。それが割と知られていないというか、利用率がそんなに高くないというか、というところもある。そこの広場が、隣がやっぱりフットボールができるようになっていまして、ただの土でできているんですよ。そういうところで人工芝をすれば、そこへサッカーの人たちは来れるはずなので。

逆の発想で、そっちの空いているところをもっと有効利用させて、ここをもって便利のいいような体育館の方がいいような、私は思うんですけれど。広さの問題もありますよね。

もう一つは、全部単純にスポーツ広場にしないで、多分、市が困っているのは、スポーツ広場というのは定義があって、駐車場に借りているんじゃないからと言っているのだから、駐車場にすることは難しいから、逆にスポーツ広場を駐車場に貸してもらいたいような考え方、論理的にはそうなるわけでしょう。そこにすごく弱腰というふうに私は見えるんです。

法的には確かにスポーツ広場は、スポーツのために買ったんだから、ここをスポーツのためであって駐車場でないんだよって言われたら、おしまいだよというところの弱味というのを大分オーバーに考えて、そういうふうになっているんじゃないかなと、私は一般の市民からすれば、そう思います。法に詳しい人たちからすると違うかもしれません。その見解の相違はあると思いますけど。

そんなこと知らない市民は、何で私たちが体育館に来るのに、そばにある広場を使わせないで、あんなところまで歩かなくちゃならないのというのは単純にそう思うと思いますよ。難しいことなしで。だから、できればこれを半分ぐらいグラウンドにして、半分駐車場とかね。そういう折半というのものもあるんじゃないですか。全部、単純に駐車場、単純に貸し出しじゃなくて、これを上手に割って駐車場に入るとか、半分少し、公的にまずかったら、そちら側をスポーツ広場にして、スポーツ広場のための駐車場みたいな感覚だけど、実際は体育館が使うということも考えられるのではないかなと思いますけれどね。

委員　　そうすると、委員長の御発言からすると、先ほどから説明をいただいている野球とサッカーについては、そんなにトラブルになったりすることも、説明の仕方によってはないだろう

という、そういうことですよ。だから、それがあれば別に問題ないんですよ。

ただ、トラブルがということだと、土地の利用方法を変更するためには、どういう工夫をすればいいのかということですよ。

澤本委員長 結局、事務局側の提案は、広場は広場として買ったものだから、地域の人が使っています。それから、サッカーを貸していた人が道義的にここを使うのは断れないだろう。それから野球も使ってはいけないけど使っちゃっている。それも認めなくちゃならないというのは、すごく私は弱腰に聞こえるんですよ。もっと違った方法で、この広場を活用する方法がないのかなという。これは、スポーツ広場で野球やっちゃいけないんでしょう。

事務局 スポーツ広場は野球は基本的に禁止です。というのは、野球が禁止というよりは、危険な道具を使うのが禁止、それから広場を独占的に使うのが禁止。野球の場合は道具を使って、しかも広いスペースを使いますから、基本的に禁止になってしまうということでございます。

それから、ここを区切って、スポーツ広場と駐車場を設置するというのはやりたいんですが、できません。

澤本委員長 どうしてですか。

事務局 実は、それは、ここを大蔵省から買ったときの契約条項の中で、ここが体育館に関する施設、それから博物館に関する施設、それをこのスポーツ広場をそういう用途に使うと、すべてを計算し直すと、そういうことになってしまいます。ちょっとすごく複雑なことで、我々も理解するのに時間がかかったのですが、簡単に言うと、このスポーツ広場を体育館に関する施設、あるいは博物館に関する施設に使うということになると、土地の売買代金をすべて計算し直すということになってしまいます。

澤本委員長 スポーツ広場は目的が違って買っている。こういうことですね。体育館に関するものとか、そういうもののために買っているんじゃないということで、買ったということですね。

事務局 そこが非常に難しいんですが、実はそうではありませんで、体育館の土地は、体育館として、この東半分を体育館、博物館として買ったんだから、ここについて、この範囲の中に入れていけばいいんですが、スポーツ広場の土地を体育館、博物館関係のものに使えば、そもそも、そこも体育館、博物館用地として買ってもらわなきゃならないよと。そういうことなんです。

澤本委員長 それじゃあ話は簡単で、最初から駐車場できないということですね。体育館に関する施設だから。

事務局 ですので、そこは臨時なんです。スポーツ広場としておいて、土曜、日曜の大きなイベントのときにだけ臨時に使う。これはスポーツ広場なので、体育館の駐車場ではありませんので、それは認めてもらえると、そういうことなんです。

澤本委員長 全然関係なく、臨時駐車場としてということね。

事務局 そうです。ですから、あくまでも臨時的の機能を持ってなきゃだめなんです。

委員 上柚木公園の一番下の広場と同じということ。一番下、多目的広場、あそこと同じです

よね。

澤本委員長 平日もスポーツ広場として開放するには全然問題はないわけでしょう、体育館機能としてはね。そうでしょう。絞ってくるのは土日、祭日だけですよ。これをどういうふう
に、要するに理由づけるというか。こういうことでしょう。

委員 前にもちょっと触れたことはあるんですけども、やはりこれだけの体育館ですから年間計画がかちんと決まる。飛び込みでそれだけ大きなものが入るとするのは少ないと考えられますから、年間計画で行政の方で、年間、この日とこの日とこの日は体育館の臨時駐車場として閉鎖しますという広告をするだけで大きな問題にならないのではないかなと思います。ただ、後、そのグラウンドをどうするか、整備するか、どうするかというのはまた別だと思えますけれども、今使っている方も、一般の市民だって、広報に、このプールはこの日中止です。野球場、ここは中止ですと出れば、だれも文句言わずに、はい、そうですかと言ってくれていると思うんですよ、99%の方は。そんな方向で難しく考えなくてもいいのかなと思ってしまいますが、いかがでしょうか。

委員 臨時の駐車場ということになると、下は人工芝にする、何にしる、いわゆる駐車場としては、ああいうラインは引いちゃいけないんですね、臨時は。そうすると、イベントがあって、車がいっぱい入るときは、石灰が何かで臨時に仕切るのはどうか、そういうのをできないとすると、本当にいつものように何かスポーツ広場にしておく...

澤本委員長 実は今、市民体育館の南西側の土地がありますよね。あそこは管財課が持っているんですよ。市民体育館で大きな大会をするときには私たちも借りるんですけどね、あそこはラインが引いてなくても、誘導員が上手にすれば、上手にうまくまとまって、ぶつからないで入るものです。そのラインの必要性は余り心配はないと思います。何となく綱は張ってありますけど、見えなくなって、ほとんどみんな自分たちで自主的に上手にとめて納まっていますから、その心配はないと思います。

委員 結論出ているんじゃないですかね。あとはグラウンドの整備をどうするか。土なのか、芝生なのかという、それしかないよね。やっぱり今の段階では、少なくとも金は少しでも抑えたいわけですから、当然、もうこれはスポーツ広場として使うしかしようがない。

ただ、今、話が出ているように、多くの車がきたときに、やっぱり近いところに、今、委員長がおっしゃるように、やっぱり遠くへ置いて歩いてくるってなると、ちょっと考えちゃうので、やっぱり隣に駐車場があるというのはベターだと思うので、それは臨時に駐車場という機能を持たせていただければ、これは一番よろしいんじゃないかと思うので、結論は出ているという感じなんですよ。

それでいいということなら、それが一番いいんじゃないでしょうか。あとはグラウンドの整備をどうするかということだけが残る。

澤本委員長 今、委員から話が出てますが、平日はスポーツ広場として当然使うんですが、土日、祭日については臨時駐車場としてここを使用することについては御異議はありませんか。

委員 通年ということではなくて、やっぱり空いているときには開放するということ…。

委員 多分、委員が言ったように、かなり使ってくると空いている日はないと思いますよね。

澤本委員長 策定的に土日、祭日は臨時駐車場として、これも大々的には言えないわけでしょう、きつとね。何でスポーツ広場が駐車場になるんだって。この駐車場を使うのは体育館だろうって、ほかには使われないだろうと言われたら、やっぱりこれは法的にはまずいでしょ。

事務局 それはその図面、細かくて申しわけないんですが、それがあって体育館をぎりぎり右半分に押し詰めてあります。体育館がはみ出ることも許さない。それから、体育館の駐車場がはみ出ることも許さない。そういうことなんです。ですから、ぎりぎり右半分に押し詰めてあります。ただし、臨時駐車場として使うことについては了解をもらっています。

澤本委員長 臨時として使うなら問題ないのですか。

事務局 それは大丈夫です。

澤本委員長 それでは問題ないんじゃないですかね。曜日についてはそれでよろしいですか。土日、祭日は臨時駐車場として使うと。

それで今度は、グラウンドの整備というところなんですが、このまま使っていった方がいいのか、人工芝にした方がいいのか。このことについて、事務局は他市のも見てきているわけですね。

事務局 現物は見てくださいません。実はほかの案件で、そういうのを探していたときに当たったものでございまして、インターネットで見た関係でございます。ただ、そのときに電話をして聞きました。横浜市が財団に委託をして、指定管理者だったか忘れましたが、そうした中で、あそこはフットサル場じゃないんですよ。駐車場なんです。あくまでも駐車場。うちと逆パターンです。そういう中で収益を上げながらやっていますという話でございました。

ですので、ここに実は書いてないので、補足で説明させていただきますが、ここは夜という概念を入れておりません、今までの説明の中で。というのは、まだ整備手法とか運営手法が決まっておきませんので、もし、民間事業者がかんでくるということになれば、夜という部分が出てくるかと思えます。夜、例えば、照明をつけて人工芝にするということである場合、夜であれば有料で貸そうが何しようが、子供たちの野球やサッカーの影響はありませんので、そこで民間事業者が稼ぐと、そういうことはあり得るとは考えております。

澤本委員長 設備コストがかさむのと、傷みと言いますか耐用年数とか、そういうのは調べてありますか。

事務局 人工芝の場合、年々性能が向上してございます。富士森に今のフットサルコートができたのが平成17年ですが、そのころで大体サッカーに毎日使っていて、5年、今、6年ぐらいに伸びているはずですよ。

澤本委員長 サッカーだけで使うわけじゃなくて土日に車が入るわけですから、その条件とはちょっと違うんじゃないですかね。

事務局 いや、でもサッカーはすごく激しいですから、車が入る方が、もっと傷みが少ないんじゃないかなという感じがします。

澤本委員長 この話をずっと進めていく中で、最初からコストというか予算というか、お金の面が、ずっと最初から最後までついていっているんで、ここもその問題が出てくるんじゃないですかね。予算的にそういうことができるかどうかとか。できれば、人工芝にした方が一番ベスト。

事務局 その問題、今回は、ですから今までの体育館の本体とはちょっと考え方が違っていて、今までは、やっぱり本体の場合はお金が幾らというのはすごく重要になってきましたけど、今回ここについては、人工芝の方が理想ですが、人工芝にならなかったとしても用は足りるわけです。ですので、ここについては皆様方の理想ということで、市の方に提言する。こういう形が理想です、という提言ということで考えていただいて結構かと思います。

それから、先ほどこちょっと、土日はもう完全に臨時駐車場という話、大きい大会であれば何カ月も前から決まっているんだから問題はないだろうということなんですけれども、詰まってきたとき、ずっとそういうこちら側を駐車場に使うような日程がずっと詰まってくるような状況になったときに、果たして臨時と言えるかという部分が出てきてしまうので、そのところをちょっと。

澤本委員長 臨時だったら許可出たって言ったでしょう。

事務局 許可じゃないんです。ですから、臨時の形態であれば、だめとは言わないということですよ。

澤本委員長 それが続くと臨時じゃなくなっちゃうんじゃないかと、こういうことなのね。

事務局 そうです。

澤本委員長 でも1週間から見ると、臨時ですよ。土日は、

事務局 平日は開いています。

澤本委員長 開いているんですからね。だから臨時でいいんじゃないですか。1週間延べに全部使っちゃったら、臨時じゃないけど。

もう一つちょっと聞きたいんですけども、野球チームというのは幾つぐらい入っているの。

事務局 ちょっと野球については、実態は把握しておりません。ただ、少年サッカーの方は、体育協会傘下の少年サッカーが使用しています。ですから、特定のチームということではなくて試合に使っていますので、かなり、そういう意味ではサッカーの方はいい使い方をしている。野球の方は、恐らく推定で申しわけないですけど、どこかが独占しているのかなという感じがします。

澤本委員長 約束では、一応建てるまでということなんで、そこは筋を通してもらうのが普通じゃないかと思えますけれどね。ここは建てるまで、草がたくさん生えてしまっているんで、使ってくださいと言ったもので、恐らくサッカーからも多分こういう話が、私が推測するところ、要望があったのかなというふうに感じますけどね。この話、随分「サッカー、サッカー」って言っていますけど、筋論でいくと、絶対通用しない話なんですよ。

委員 今の話でちょっと気になるところがあるので、その点なんですけど、今、土日、祭日という話が出ましたね。要するに臨時駐車場にする。でも、私の場合は東京体育館よく見ているんですけど、全国大会など見ていると、10日間とか、あるいは5日間とか、要するに土日だ

けではなくて、金曜日から金、土、日、月とかね。かなり長く使うんですよ。東京体育館も大体2日ぐらい使うんじゃない。3日以上使ってくれ。そうしないと半端になっちゃうというぐらいに全国大会というのはかなり長く使うんですよ。

だから、今のように土日、祭日と決めた場合に、木、金、土なんてやった場合には、それはどうするかという問題もあるので、ちょっとそれが気になる。

澤本委員長 逆に、その日をそれこそ、それもまた延ばしてもらおうとかね。

私、この間、空手の世界大会へ行っただですよ。日本武道館でやったのが、木、金、土、日の4日間。やっぱり今言われたとおり長いですよ、スパンはね。

委員 だから、むしろ土日、祭日と決めないで、大きな大会があるとき、それは恐らく今、委員がおっしゃるように、かなり少なくとも1年ぐらい前には確実に決まっていますよ。そういう大きな大会は、そんな3ヶ月前くらいでは告知もできない。だから、東京体育館は2年ぐらい前にはもう決まっていますので、これは一覧をつくって、この日とこの日は臨時駐車場としてスポーツが使用できませんみたいなのを告知できるようなシステムをつくっていく方がいいんじゃないかという気がするんだけどね、曜日を指定しないで。

委員 ただし書きみたいに。大きな大会があるときは、優先的に臨時駐車場として使わせていただきますとか、そういうのを入れておけば別に問題じゃないんじゃないですか。使用団体もお金を払って使っているわけじゃないんで、ほかのいろいろなサッカーチームにしる、野球チームにしる、今、練習場がなくて困っていますよね。それでいろいろ探しているのに、こういう近所だからということで無料で使っているわけなので、そのぐらいの融通はしてくれると思いますけれど。

委員 僕も同じで、世界大会とか、そういう大きな大会は、本当に何回かしかないと思うんです、実際。僕もパドミントンの専門学校の大会ですけど、全国大会を開くときの委員みたいなのをやったときに、やっぱり3年前から動いて、全国大会というのは、やっぱり夏のインターハイがやるように7月、8月が中心になってきちゃって、そこは、すごい取るのが厳しい。だから、何年も前からみんなねらっているわけで、そういう時期はさすがにそういう大きい大会が絡むかもしれないですけど、なかなか平日まで達するような大きい大会というのは、そんなないんじゃないかなと思うんですけど、そういう形にしておけば、もしも大きい大会が来たら、申しわけないですけど平日も借りますよということにしておけばいいなと形上は思っているのと、あとは、こちらにあった、無人管理のために徹底できない。これも今の現状なんですけど、これも体育館が横につくということで管理できちゃうなどはずっと思っていて、先ほど言ったナイターがいいなと思ったのは、これは相模原市の北総合体育館とか大きいグラウンド、それはベルディのジュニアユースが使っているんで、ずっと電気が煌煌とついて、その周りを公園も全体的に明るく照らしてくれているので、走れたり、夜遅くまでいろいろなことができちゃって、そこが終わるころには、ちょうどみんな帰るみたいな感じにいるんで、今の平日の使用率が、今、4時45分といたら、勤労者は定時に帰ったって、どう考えても間に合わないわけで、近所の人もある。何か屋外のスポーツクラブの施設みたいな感覚にな

っていけば、無料であつたら、それでそこにちょっとサッカーのボールを蹴りに行く、二人か三人の大人の人が遊んだりするのもできるし、使用率も上がるなどちょっと思っているんですけど、以上です。

澤本委員長 私さっき世界大会って言いましたけど、31年ぶりなんですよ。そう年中、年中世界大会があるわけじゃないんでね。

確かにでも、委員の方々が言うように、土日だけでなく、金、土、日なんていう可能性は高いと思いますよね。ですから、平日も食い込む可能性はあると思いますし。

もう一つ、委員が言われたように夜の利用は高くはいいんですが、結局、住宅地なんで、騒音の問題が出てきます。

委員 僕もメモでちょっと書いたのは、9時前だとか。近くには、「スポーツ広場で遊ばす」というのを売りにしているマンションもあるようです。

委員 ですから、私が言っているのは、委員みたいに、スポーツに理解があつて、スポーツを一生懸命やる人はそういうところを見つけるし、近隣住民の一部からは騒音に対する苦情が出てくる可能性はありますけど。でも夜の利用については、私も大賛成ですけどね。

委員 ただ、4時45分は早過ぎるという感覚がちょっとあるんですけど。

澤本委員長 私は驚いたのは、全然ちょっと余談になりますけどね、開発して、ちゃんと図面で学校ができますよというふうに用意してあるのに、引っ越してきて、近所の人たちが、生活してみたら、その中学がうるさいと、何とかして欲しいという要望があつたと聞いているんですよ。子供が騒ぐのは当たり前なのに、それを承知で越してきているのに、うるさいという人がいるということも頭に入れて、そこへ要求で、塀をつけて欲しいなどの要望があげられるということを知ったことがあるんです。

ですから、世の中にはいろいろな人がいるんで、私もスポーツが好きですから、これも特に土日、祭日を使わせないとすれば、平日なり、夜はなるべく使わせてあげれば、欲求の不満は大分解消できるんじゃないかと思うし、実用的にもなるんじゃないかと私は思うんで、夜の開放は賛成なんですけど、反面、そういうこともあり得ると思います。

委員 今、結局、照明がないから夜使っていない。夜使わせた方がいいという話があるんですけど、下手すると、これはたまり場になる。それこそ花火なんかやられたらどうしようもない。かえってマンションが売り物にしているのが、売り物にならなくなる場合がある。

うるさいって今、話が出ましたけど、一つ、うちの地域の中学校は、運動会するときピストルも絶対だめですね。というのは隣がうるさい。たった一人の意見で、学校は笛になっちゃった。

それともう一つ、やっぱりうちの方がまだ田舎だから、田んぼなんかあつて、夜間危ないから照明をつけましょうと。照明をつけるといいんじゃないかと、照明つけたら、農作物が影響を受けるからやめて欲しいという意見も出るから、そういう人たちの意見を一つ聞いて進めていったら物事は進んでいかないので、逆にこの広場は、体育館の大会、その他において臨時に駐車場に使うことがありますよと一言言っておけば、曜日なんか関係ない。曜日も時間も関係ない。

ただ、これ夜間も使えるようになるわけでしょう。この時間以外に使う場合には、照明も何にもないところで、夜出ていくようになる。そこまで照明もつけてやるのかどうか。

事務局 先ほど、ちょっと夜と申し上げましたのは、民間事業者がもしかわるとすれば、民間事業者がそこで夜に営業というか、夜にお金になることをするであろうと思われるということでございます。もし、市がここを運営するとすれば、当然、駐車場の明かり程度はつけるかもしれませんが、夜の使用というのは、市がやる場合には考えてはおりません。

澤本委員長 考えていませんと言ったって、審議してくれて言っているんだから、民間であろうと直営であろうと、これは夜使ってもいいような気がしますけどね。

事務局 申しわけございません。そこは理想ということで、御審議いただければと思います。御意見をいただく場なので。

委員 体育館閉館時までには終わらせればいい。そうしたら出ていく。

澤本委員長 だから、今、民間だったら、夜も活用するだろうというんだったら、直営だってあり得るだろうという話で、それが理想だということだとまっているわけですね。

今までの話ですと、ともかく土日、祭日は当然と言っちゃ変ですけど、臨時駐車場として使わせてもらうけど、大きな大会があった場合には、金曜日、木曜日まで延びてしまうときもありますよということですね。それで人工芝であったらいいなと。なおよければ夜も利用できるいいなと。

今のところ、PFIでやるか直営でやるか決まってもいないし、PFIだとすれば今みたいな考え方は当然出るでしょうし。直営だとしても、そのまま直営でやるか民営化する可能性もあるので、今の話も頭の中に入れての結論を出さなくてはいけないのだと思いますけどね。

委員 あと人工芝と言ったら希望者が殺到するかもしれない。それも昼間じゃなくて、夜やらせてくれというのが出てくる。ということは余りいい設備をつくってしまうと、もっと混乱するかもしれない。

澤本委員長 大体このぐらいで、今度は何か。

事務局 今、委員が言われた、そこをちょっと詰めていただきたいと思うんですが、もし、仮にここが人工芝になって、使わせてくれという話になったときに、どういうふうに使わせていくかということです。

澤本委員長 近隣との調整で、夜遅くまでやらないとか、光が漏れないというのは無理でしょうね。

委員 スポーツ広場ですよ。それから、受け付けて、サッカーのコート書いて、ゴール置いて、させるところではない。そこが全面に出れば大きな問題にはならないのではないかなと思うんですけど。

事務局 施設をつくっていけないわけではないんです。スポーツ広場の施設であれば問題はないんです。

委員 野球だとか、少年野球でも、サッカーでも、コートはできませんよね、このスペースでは。ということは、当然、サッカーでも野球でも、いわゆる練習だけということになりますよ

ね。

澤本委員長 サッカーは練習試合できるんじゃないですか。

事務局 少年サッカーのコートはとれます。

委員 ネットつけるとか何か、それがないとボールが飛び出すわけですから。

澤本委員長 この体育館の用地の方をつくるときにも、そういう問題があったんですよ。サッカー側とすれば危ないから、周りの人からクレームがついて、ボールが出てきたり車に当たったりすると大変だから、ここになるべくネットをつくってくれと言ったことがある。自主的にサッカー協会が関係なくポール立てたことあるんです。それは申しわけないけど、そういう約束にないんで、外してくださいとお願いしたことあるんです。それでもその後、市からの要請で、ボールが近所に飛ばないように、少しネットを高目に張りましょうという話になっていることは確かです。今はもう外すんでしょうけどね、多分。

委員 野球なんかでもね、ティーバッティングとか、バッティングゲージぐらいつくるとか、そうしないと、うまく制限をつけないと、バットは振るなとか。

委員 もともとやっちゃいけない。

澤本委員長 そこを使っている野球チームとかサッカーに神経を使うような問題では私はないと思う。スポーツ広場という定義のもとに買ったんだから、体育館に使わせられないけど、どうしようという、こういう話ですよ。

実際は私は何度も行っていきますね。そんなにいつも使ってないですからね、がらがらですからね。だから、今言ったように条件つけて人工芝になったり、明かりがついたりすれば、また話は違うとは思いますがね。現状での話だと、そんなに利用度は高くない。確かに日曜日はサッカーやっていましたね、ここのところね。

なぜかという、私さっき言ったように自販機を見に行ったりしますから、売れ行きを見ますので、大体わかる。

委員 野球もですか。

澤本委員長 野球は余り。ほとんどやっていますかね、野球。現状見たことありますか現場を。土日に行きましたか。

事務局 土日は、施設担当の方に確認いたしまして、やっぱり少年サッカー、東側で試合やっていますから、そのアップに使っていたり、あとはやっちゃいけない野球をやっているということです。

澤本委員長 最初にこっちの体育館用地だけだったら、この真ん中に柵があったはずなんですね。この柵を取っ払って、こっちも使わせろというふうに、だんだん侵略してきたはずなんです、これ、場所がね。

でも、平日使ってもらえば別に問題ないんだと思いますけどね。サッカーとすれば、土日が山だから、なるべく使いたいですよね。

ではそうかといって、その人たちだって、体育館の方が、今度はよそから来たときに、何だふざけんな、あんな広い土地があるのに、なんでがらがらにしているんだよってということにな

るじゃないですか。

あのね、甲の原体育館の例に出しますと、裏側にゲートボール場があるんですよ。市民センター祭りや体育館が満杯になっても、あそこは貸さないんですよ。ほとんど利用がないんですよ、あの空間は。

委員　そうです。だから週に確実に使っているのは、決まって使っているのは1回だけです。

澤本委員長　そういう事例と同じになるんですよ。ここね、スポーツのために開けておいて、ここ体育館があったら、こんな理屈はわからない。

結局いろいろ事情があっても、一般の人は知らないわけで、何であんなに駐車場が満車状態なのに、あそこのゲートボールだけ開いているのはおかしいというのは現状ですよ。これもね、これはスポーツ広場で買ったんだから、スポーツ以外は貸さないで駐車場はと言ったって、一般の人が、よその町の人が借りにきて、「何で、あんなに広くて空いているのに、何で使わせてくれないのですか」ということになり得るので、これはさっき言ったように繰り返しますけど、土日、祭日、延びれば金曜日でも、これは、もうこの言葉で言うと「貸していただく」というかね。そういう形が当然と言っちゃ悪いですけど、そういう形になるんじゃないですかね。体育館を主要に考えた場合ね。

それから、公平という立場、さっきから前から言っていますけど、そういう人たちと、これを使う何千人という人のバランスで考えて、どちらが公平なんですかというふうになるわけですよ。

今言った、甲の原体育館の例も同じで、何人かの人たちの権利のために何百人の人が駐車場に困っているのが、これが公平なんですかという論理になるわけで。役所側と私たちの公平の感覚が全然違うんですよ。法律にのっとれば、そういうことになるんでしょうけど、現状とすれば、それはあり得ない話なので。できればこういうところから、そういうふうな改革をしていかないと便利にならないんじゃないかと思えますけどね。

大体提案されたことはこなせましたか。よろしいですか。何かありますか。

委員　一応スポーツ広場の方から駐車場としてお借りすると、形の上では。それしかこの条件でいくと、ないと。

澤本委員長　できれば、体育館の駐車場と位置づけるのが理想ですよ。

委員　一番最初に体育館つくるときに、ここはもう使いますよということをやった方がいいんですよ。後からやると絶対できないから、最初にうたっちゃうことなんだよ。

澤本委員長　常識的に考えて、どういう目的でこの土地を買ったかということなんて、一般の市民は知らないですよ。そういう目的で買ったと言われても、市民からしてみれば、あんな広いところがあるのに何で貸さないんだと、簡単な話ですよ。そんなに難しく考えることでもないんだけど、行政からすると、これは莫大なペナルティーがくるので、そうはいかないということなので、これはみんな理解できると思いますよ、私たちの言っていることは。

委員　あとは、このスポーツ広場を使うことになるためのルールづくり。

例えば日曜日だって、両方の体育館をあわせて500人しか、300人しかというときも出

てくるかもしれないんですよね。そういうときまで広場全部使っちゃうということを決めちゃうのか。もしくは、こういう大会でこれだけの人数のときだけ使用するというルールをつくるのか、どちらか。

澤本委員長 きめ細かなね。

委員 そう、そこだけだと思います。

澤本委員長 ですから問題はね、例えば、新体育館併設駐車場は120台ですよ。そうすると、あと300ぐらい入れないと。運動広場に300入れましたと。余っているところ、どうぞお使いくださいとなったときに、ボールがぶつきたとか、ガラスが割れちゃったとかという可能性も出てくるので。細かく、きょう決めていく必要性が、ざっとこのぐらいいいんじゃないですかね。余りやると、もっと細かくなってくるんじゃないですか。

委員 何台ぐらいとまれるんですか、すごいでしょね。

事務局 このスポーツ広場全体を臨時駐車場にしたら、800台程度はいけるかなと思います。

澤本委員長 だから最初言ったように、何か仕切をして、上手に半分、さっき委員が言ったように、全部使う必要がないときは、そこは向こう使ってくれよという融通をつけ合うということも必要なんだということを言っているわけでしょう。確かにそうですよ。毎回毎回、950台も入るのかどうかね。

委員 いろいろマラソン大会とか出るんですけど、そうすると車でみんな行って、そういう場所に行ったら、車で行くんですよ。車で行って、大会が終わり次第帰るんですけど、大体1番近い駐車場からもちろんいっぱいになってくるんですけど、そうすると、だんだん第二、第三になってくるんですけど、第四とかというのは、始めは駐車場として頭の中にないんです大会本部も。ただ、もしも人が出てきたら、拡大していこう、拡大していこうって、次はあそこに入れよう。あそこが満杯になったら入れようというんで、そういう大会でどれだけ人が来るというのはわからないわけで、それがどんどんこうやって自由に、この日は使えませんかというのも、もちろんあるんですけども、臨時駐車場として使いますってうたっておくことによって、例えば、日曜日にここで埋まると思っていたのに、もうちょっと来ちゃったというときには、そういう区切りじゃないですけど、そうすると車にボールがぶつかったとかそういうことが出てくる可能性はあるんですけど、何か区切りで、ここまで今回駐車場とか、ぼんぼんというふうに分けれる誘導性が持っていたらいいなと思うんですけど。難しいのはあれなんですけれど。

例えば、スポーツ広場って、さっきサッカーとか、野球の話がすごく出てくるんですけども、僕はもうウォーキングとかそういうのも、もちろんスポーツだと思っているので、そうしたら、こういうところも区切られていないし、9時にはしっかり、9時じゃないですけど、さっき理想で言っただけで、電気が消えて、しっかり管理されているところ。さきたまり場になるっておっしゃったんですけど、管理する人が出てくれば、たまり場にさせてはならないと思うので、そこはルールづけだと思うし、そうすれば、ある程度の時間になったら、そういうちゃんと閉まる。きれいに管理されているところというのは、もう歩いている人とかも安心

だし、信号もないし、理想だなと思うんですけど。

委員 最初に、だめなものだめって言わないから、ずるずるいっちゃう。

大体、昼間、ここら辺走っているから、ちょうど学校の下校時間とか、それからクラブの終わった時間が大体行動時間だから、塾の終わった時間、あれが大体走り回る時間だから、大体移動してくるのがわかる。どこにどうやってというのもわかる。ただ、最初。

澤本委員長 それでは大体意見も出尽くしたようなんですが、相対的に、この委員会そのものは詰まってまして、あとまだ時間がありますから、その時間を有効に使ってもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

事務局 ただいまお配りした資料につきまして、御説明させていただきます。

きょうはスポーツ広場の方、方向性をいただきましたので、その方向で整理させていただきます。

次回からいよいよ一番肝心の、体育館をどういうふう運営していくかということに入ってもらいたいと考えております。

この資料とは関係なしに、まず、第一番の大前提は、市民のための体育館をつくるということで、まだ整備手法も、管理運営の方法も決まっておりませんが、民間事業者がかかわる、そういう可能性もございます。その場合に民間事業者の営業を優先させてしまえば、市民のための体育館が民間事業者の体育館になりかねません。ですので、どういう形で運営していくのか。民間事業者にとっては重たい足かせになるかもしれませんが、皆様のお知恵を借りて、市民のための体育館として、ここの部分は絶対守らなきゃいけないと、そういう運営方法を決めていただきたい。そういうふうと考えております。

そこでまず骨の部分、ちょっと右の方の表を見ていただきたいんですが、これはおさらいでございます。新体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、それから現在の市民体育館の主競技場、どういうふうにならぬ中で位置づけたらというおさらいでございます。

新体育館、メインアリーナは、本市の中央体育館である。それから、「みる」「みせる」スポーツ、これを支える体育館、それから大規模な大会イベント会場としての体育館でございます。

それから、サブアリーナは地域スポーツの拠点である。「する」スポーツを支えるもの。それから、大会・イベントで考えれば、中規模の大会・イベントということ。

では今の市民体育館はどうかと言いますと、主競技場について言えば、市民の日ごろの活動の場所です。これもサブアリーナ同様「する」スポーツを支えます。こちらは小規模な大会イベントの会場でございます。

現市民体育館についていえば、このほかの施設もありまして、そちらも、それなりの位置づけをしてございますが、きょうの段階では、申しわけございませんが、新体育館のメイン、それからサブと主競技場、要は最も大会会場になるであろうと思われる部分の比較から入らせていただきたいと考えております。

それを踏まえまして、では土曜日、日曜日、祝日において、大会がどのような形で開催されるであろうかというのが、その左の表でございます。どういう順番にしようかちょっと悩んだ

んですが、とりあえず、すべて余計なものを捨て去るということで、3施設あるわけですが、1大会しか開催されない場合、これはどういう形になるかというのが、そのこの表の1大会のところになります。新体育館は、メイン・サブがくっついて同じフロアになっておりますので、メイン、サブを通して大会をやる。例えば、中体連、高体連の予選というように、一遍にたくさんさんの試合がしたい。こういう場合には、メイン、サブ、両方を使った大会を打ちたいと、こういうことになると考えます。その場合、ここは1大会ということですので、その場合は、メイン・サブ、両方使った大会が一つで、現市民体育館は空いているという形。

先ほど言いましたけど、現市民体育館は、地域団体の活動の場所ですよという大前提がございますので、新体育館で1大会で、メイン、サブ両方使う場合には、現在の市民体育館は団体への貸し出し施設と、そういう位置づけになろうかと思えます。

次に、メイン・サブ、両方を要するほどの規模の大会ではない場合ですが、新体育館のメインアリーナだけで大会を打ちますと。そういうことが考えられます。その場合であっても、現市民体育館は団体のものとして定義づけておりますので、市民体育館は団体、では新体育館のサブアリーナはどうかという部分なんですけど、この部分については個人を対象にした事業を打つということも可能ですし、それから、団体に面貸しをするということも可能であるという考え方でそこは個人、団体両方を入れてあります。

そういう形でパターン分けしまして、同じように、新体育館のサブだけでいいよという大会の場合は、メインアリーナをどうするかという問題がございますが、一応個人、団体がメイン、どちらもあり得るよということ。市民体育館は団体ですよ。それから、今の市民体育館だけ、小さい大会なんでこれだけでいいよという場合には、新体育館は丸々空いているという形です。

それから、2大会の場合も、先ほど申し上げましたが、新体育館、この体育館ならではの特徴を持っておりますので、ぶち抜き状態で、メイン、サブ両方使うという大きな大会が入る可能性がございます。そのときには市民体育館、これは2大会という想定でやっていますので、市民体育館にも大会が入っているという形ですね。そういう形で2大会なのに、すべての施設が埋まるという可能性が一つ考えられます。

それから、あとは個別に使う場合には、新体育館のメイン、サブ別々に大会が入る。その場合には、市民体育館だけが空いてますので、そこは団体が使う余地があります。メインとそれから現市民体育館というようなことも考えられる。それからサブと市民体育館、そういう使い方も考えられる。

3大会の場合は、もう完全に三つばらばらに使うしかないという形です。

その下のところですけど、まず3会場が既に3大会埋まっているかと、なかなかそういうことは、確かに3大会埋まることはめずらしくありませんが、常に埋まっていると、そういう状況ではなかろうと考えられますので、その場合にどういう形で有効に活用していくか。いずれにしても、この体育館をつくるということ自体が、大会需要にこたえていくというのが大きな目的の一つでございますので、大会、イベント、土曜、日曜、祝日に関していえば、これが最優先で、予約を埋めていく必要があるであろう。

そうしますと、大会とイベントの予約の締め切りを大体何カ月前に設定するのか。締め切った後、どういう形で個人、あるいは団体、それから民間事業者が受けるのであれば民間事業者が個人向けの事業を打つ場合、それをどういうふうにルール化していくのか。というようなことをちょっと思いつきでここに書かせていただいたのが、その下の部分でございます。

それから後、右の下の部分なんですけど、新体育館、この体育館ならではの活用方法というのは、これからいろいろ考えられる部分でございます。

例えば、ここに一例だけ示してございますが、広いフィールドが二つあるということで、今までにはできなかった一般開放のやり方があるのではないかと。メインアリーナは非常に大きいですから、バレーボールコートとバスケットボールコートを設けることで、バレーとバスケが反面ずつできるのではないかと。

それから、サブアリーナの方はバトミントンコートをいっぱいにとることで、バトミントン10面、その中でバトミントンコートを使う種目が非常にたくさんありますので、ここからここまでのコートはテニスと、ここからここまではバトミントンというような形、非常に多種目の一般開放が可能になるのかなということですね。

そういった中で、多種目の一般開放というのは何がいいかと言いますと、今までは一般開放という形でしたが、コート貸しという事業の転換が図れるのかと。バレーボールコート貸しとか、バスケットボールコート貸し、あるいはバトミントンコート貸しと、そういう事業転換が図れるのかなというのが一つ。

それから後、コートライン、とにかく今の体育館を見ていただければ御承知のとおり、どのラインが一体何なんかわからないような状況ですので、基本的にはラインは引きたくないという感じはいたしております。

ただし、こういう形に使用しますと、サブアリーナの方はバトミントンコートのラインを張りっ放しにできるのではないかと。ほかに必要なときに必要なラインという使い方ができるのかなと、そういうような考え方でございます。

こういったようなことも含めて、あとまだまだ細かい問題たくさん議論していただかなきゃならない。

ただし、例えば大会の場合に、どういったふうに使っていくという部分ですね。メイン、サブ、主競技場、3会場ありますので、ここに書いてないことでも、例えば、メインアリーナについて、もっともっとハードルを高くして、本当に中高生のあこがれの場所的なものしていくとか、あるいは、ここに書いておきましたけど、面貸しの場合、土曜、日曜、祝日にそのコートを使うかということとは不定期になりますので、非常に団体側としては使いづらいと思われれます。そうすると、本当に不定期な形で予約がきっちり埋まるのかという部分も、ちょっと私の方では読めなかったもので、皆さんの御意見をいただければと思います。その予約の埋まりぐあいによって、また、メイン、サブ、主競技場の使い方というのがまた違って来るのかなと想定しております。

以上です。

澤本委員長 時間的に、あと30分ぐらいなので、これを全部答えを出すことは絶対不可能ですが、これは宿題というか、ある程度考えておいていただきたいのですが、まず基本的に、私たち平成16年に八王子市体育協会としましては、教育委員会に、市長に要望書を出したのです。それは56万の都市にしては、体育館が少なすぎる、まともなものが。市民体育館、分館、甲の原体育館がありますけど、これじゃとても賄い切れないので、新体育館をつくってくださいという要望を出しているはずですよ。

これはここで審議した中で、「みる」スポーツも大切だということで、大会志向な形に変わってますが、私達の本当の願いは、市民が活動できる体育館というのが本来の姿だったわけです。でも、それだけではもったいないから、いろいろな全国大会や関東大会やそういうのを入れたらいかがですかというような、私たちの要望はそういう要望でした。

いまだに、私は思っているんですが、やはり市の体育館、市民税を使うわけですから、最優先になるのは、私は市民ではないかと思っています、基本的に。

それで細かい話なんですが、先日、市民体育館で調整会議が行われました。第1回、第2回、第3回と、優先順位によって調整会議が行われます。一つ目の優先順位が一番高いのは、市が行う行事、選挙とか、どうしても市民のために必要なものは最初に場所をとります。二度目は協働事業、体育協会やレクリエーション協会と協働になって、市民のために主催する大会が二度目の優先順位。三度目は一般希望枠となります。そのころには、御存じのとおり、56万の都市なので、あの狭いところにそれだけ取っちゃうと、もう取れるところがなくなってくるわけです。そこを無理やり一般希望ということで取り合うわけですが、その中でもまた、今度は市民の優先団体と、関東大会というのが入ってくるわけです。さすがに全国大会は余りないんですが、それを考えて、今、余裕があって、たくさんこういうふうに体育館ができれば、そういう方も来てもらいたいんですけど、やはりそのベースに私たちは要望書を出してますので、それを生かしていただきたいなど。絶対、全国大会はそういうの貸さないとか言うんじゃないで、先日も私言ったんです。あとがまんだなと。四、五年がまんすれば、こんな喧々諤々で場所取らなくても、今度は逆に来てくれよというぐらいの場所にはなるとは思いますけれども言ったんですが、これもまたわからないもので、評判がよくて、たくさん来ちゃうと、こんなに条件がいいんだったら、うちは全国大会だ何だとなると、市民がどこかに飛んでいっちゃうようなことにならないように決めていただきたいというのが私の切なるお願いなんです。

それでこの右側の新体育館と現体育館のところに表が、位置づけがありますけど、大規模な大会、中規模な大会、小規模な大会というふうには書いてありますが、現実的にはどのくらいを大規模というか、どのくらいを中規模というか、決め方も決めていかないと、すみ分けがつかないと思うんですね。

また話は飛びますが、毎回言うんですが、市民センターも、私たち、30人、40人の団体が借りにいっても取れない。取れる人はたくさんいると思うんですよ。ちょっと見させてもらおうと、親子二人で使っていたり、一人で使っていたり、それでも貸す側とすれば、要望が来たものには順番が優先で、先に取った人が勝ちなんだから、どんな使い方でしょうと時間6

00円で貸すんだから関係ないと。それは確かにそうだけど、じゃあ一人や二人の人が、そんな明るく電気つけて、煌煌として、お金をかけて事務員を置いておくほど、それほど八王子は余裕があるのですかと。

だから、こういうことも頭に入れながら、こういうことを考えていかないと、ただ、ぼっと出されて考えていくんじゃ、現状と一致しないようなことが出てくるんじゃないかと。基本的にまずその辺を考えていただきたいんです。

事務局 ここに、まだ足してございませんが、次までにつくりたいと考えている資料の中に、委員長が言われました、大規模、中規模、小規模、このところをどうするかという部分、基本的にメインアリーナは、「みせる」「みる」が主流の体育館になります。ですので、ここについては、委員長は先ほど、市内、市外の話もしてありましたが、メインについては、市内、市外ではなくて観客数、これが図る基準の一つになるのかなと。

サブについては、地域スポーツですから「する」スポーツです。ここについては、むしろ参加選手ですとか、現実にフィールドを使う人の数、これが一つのベースになるのかなと。

最後に、市民体育館の方ですけれども、ここも「する」スポーツなんですけど、今の市民体育館につきましては、まず基本的に新体育館の方が外れた場合、同じような規模で新体育館が使えないというような場合の代替施設、それからあとは本当の市民の活動というようなことになるのかなと考えております。

それから、当然、メインアリーナは、「みる」「みせる」スポーツ、観客数重視ということになりましても、当然、市民とよその市民とは差を設けて当たり前だと考えております。これについては、法律上差を設けても何の問題もございませんので、そこは差を設けて当然だと考えております。

澤本委員長 ぜひそうしていただきたいと思います。現実、市民体育館の場合でも、平日の貸し出しについては八王子市民は3カ月前から申し込みをして、他市の者は2カ月、要するに市民が優先になる。

私が講習会等で甲府の方に行って体育館を借りにいったのですが、やはりそういう制度でした。地元の人が使って、空いているところがあったら八王子の人が使ってくださいという制度で、やはり、ちょっと待ってくださいと待たされます。結局、そのとき行ったときには、市民が全部使っていて、八王子市の人は使えなかった。

それはしょうがないなと、逆に自分の町もそうなんだと、お互いそれはわかっているはずなんです。大規模な体育館を使おうと小規模であろうと、大体制度は同じなんです。その辺もしっかり頭に皆さんが入れておいてもらって協議をしないと。基本的な知識を入れた方が話は簡単だと思う。

きょうは時間的に、これをどの辺まで詰めたいのですか。ざっと頭に入れておいていただきたいというところで。

事務局 そうですね。まだこっちの方で資料がしっかり固まっていない。本当に申しわけないんですが、ある意味、予告的な形で。

澤本委員長　それから一番問題なのは、貸し出し方法と、今言ったメインは、「みせる」という目的があるから、使う人じゃなくて全体のボリュームを考えているから、基準がなかなか設けにくいという話ですよ。

事務局　あくまでも、ここに素案に示しましたとおり、各館にそれぞれの役割と特徴を持たせますので、それが量る材料の基本になりますということでございます。難しい問題はいろいろありますが、例えばメインとサブをどういうふうに振り分けるとなったときには、やっぱりメインアリーナを使う場合には、当然「みる」「みせる」。これが第一の条件で判断していきましょう。サブアリーナであれば、「する」というのが第一の判断条件ですよ。そういった判断条件について、次回までにどうかお示しいたしまして、その中で御意見をいただければと考えております。

澤本委員長　この資料について何かありませんか、御意見は。事務局の方も、まだ固まっていないということなので。

事務局　我々の方は、どうしても頭が狭くいっちゃいますので、皆さんの広い目で見たい意見をいただきたいということで、この新体育館の活用、右のところにあります、このところは私の方で今回これだけ一例だけ一つお示ししましたが、このあたりについて、いろいろな皆様の御意見をいただければと思っております。

澤本委員長　よく私、余談にいっちゃうんですけどね、卓球室を少し狭くするから、新体育館の方に少し足そうじゃないかということで、卓球協会や卓球連盟の人と話しましたら、それでオーケーですよ。そのときの話が出たときには、仮にたくさん人が来たときには、入りきらなくなっちゃうんじゃないかと、今ある体育館と新しい体育館で収容できなかったらどうするんだと言ったら、私の方が、その提案は、今ある体育館の話なんです、半分仕切って、メインアリーナを半分貸し出してもらえないかなという話をしている、現場を見にいったら、現状やっているんですよ。今、この右下に書いてあるような方法で、仕切りながら、卓球、こっち方がバドミントンをやっている、半分向こうが卓球をやっている。ああいいことをやっているなって、すぐその人は納得したんですよ。こういうやり方だったら文句言えないなど。日ごろは少ないんだから、4台でしたっけ、5台でしたっけ、新しく。新体育館が6台、現市民体育館が4台ですよ。

事務局　新体育館が6台。

澤本委員長　6台で、現市民体育館が4台なんですよ。今現在8台ですよ。2台ふえるんだから、いいんじゃないかといっても、なおかつ向こうも、それで、もし入れなかったらどうするんだと、アリーナを半分使うという方法はどうかと見にいって見にいったら、話し合いするために会議室へ行ったら、ちょうどその日は卓球が半分やっていたんですよ。これで納得ということなんで、右側の案は多分皆さんが納得するんじゃないか。大きなところが空いているのに、うまく仕切ってバレーとバスケットをやってみたりということはあるんじゃないかなと。

ただ、バスケットは場所取る上に、人数が多いんですよ、メンバーが。調整会議で苦労しているのは、バスケットの大会が10個もあつたりするんで、何でこんなにあるんだって言っ

たら、チーム数が多くて。私がよく言っているように、人数たくさん入れろといったって、競技によってたくさん入るのもあるし、競技によると人数入らないのもあるんだということで確かに納得できたんですけど、バスケットなんかは場所とるゲームで人数が多いと。もしかしたら、仕切らないで全部貸してくれという可能性もあるかもしれませんね。

事務局 それは十分あると思います。

それでこれは一つの例として、バレーボールとバスケットボールと設置して、メインでも2種目というようなことを言いましたが、それよりは委員長が言われるとおり、コートの大きさは違いますから、バスケットが2面とか3面とかとれるという話なので、きょうはバスケットの日、きょうはバレーの日というように、たくさんの面を確保することで、さっき言いましたけど、今までの形ではなくて、1コート幾らという料金設定。というのは、メインアリーナは大きいですから相当の料金をもらわなきゃならないことになります。ですから、それをはっきりと整理をつけやすいのは、1コート幾ら、これが一番整理がつけやすいのかなという感じはしております。

澤本委員長 これも皆目検討つかないやり方で、結局、民営にしたときにはこうなるのかな。なるべく最低限度これは守ってもらわなくちゃいけないということを皆さんで決めてもらわないと市民体育大会のときはどうするんだ。レクリエーション協会のときはどうするんだとかね。そういう方も決めていかないと、さあどうぞ、民間やってくださいよと言われたらアウトなので、ある程度の基本路線を決めていかないといけないのではないかとはい思いますけどね。

事務局 結局、運営主体が民間になろうが、市になろうが、市が自分でやるつもりで決めないと、市民が使いやすい体育館にはならないと、そういうことです。

委員 それはいいんじゃないですか。決めて、それを条件にやっていく。できるだけ決めた方がいいと思う。

澤本委員長 それでは次回小委員会ですが12月8日、月曜日はいかがですか。集中的に審議したいので、時間は6時半から9時半まででよろしいですか。

きょうは大変長時間御苦労さまでした。ありがとうございました。

【午後8時45分閉会】

上記会議録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

八王子市スポーツ振興審議会小委員会委員長

八王子市スポーツ振興審議会小委員会副委員長